

規制の事後評価書

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律部分）

規制の名称：人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：内閣府宇宙開発戦略推進事務局

評価実施時期：令和7年3月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可の欠格事由から成年被後見人を削除するとともに、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定をいう。以下同じ。）を新設した。

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 成年被後見人等の人権の尊重等の効果	事前評価時	成年被後見人の欠格条項を削除し、個別審査規定が設置されるため、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。一方、個別審査を行うことにより、適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理は引き続き確保される。
	事後評価時	<p>成年被後見人の欠格条項の削除により、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。</p> <p>本規制緩和前（平成30年12月末日）：成年後見利用者数 169,583人 本規制緩和後（令和5年12月末日）：成年後見利用者数 178,759人 出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」</p> <p>ただし、本規制緩和と同様の規制緩和が他法令においても同時期に多数行われていることから、本規制緩和が具体的にどの程度成年後見制度の利用促進に寄与したかを定量的に把握することは困難である。</p> <p>また、成年被後見人の人権の尊重及び成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消についても、その性質上、具体的にどの程度当該目的が達成されたかを定量的に把握することは困難である。</p> <p>なお、令和元年度から令和5年度までの人工衛星等の打上げに係る許可件数は11件、人工衛星の管理に係る許可件数は90件であり、個別審査規定に基づく審査により欠格事由に該当したことによる不許可件数はいずれも0件である。</p>

<負担>

■行政費用

		算出方法と数値
① 個別審査規定の新設に伴う費用	事前評価時	具体的な個別審査内容を規定するため、府令等を改正するための費用や本規制の周知・徹底など、改正後の円滑な施行に向けた準備や審査に要する費用が発生するものの、当該費用は限定的である。
	事後評価時	府令等の改正や周知・徹底等のための費用は特段発生していない。また、審査業務については、欠格事由への該当を申請者から提出された書面に基づいて審査するもので、改正後の審査業務は改正前の審査業務のうちの一部のみが変更されたにすぎず、その費用はほとんど生じなかったと考えられる。なお、上記のとおり改正前から行っていた審査業務の一部を変更したのみであるため、本規制緩和により生じた費用のみを特定し、定量的に把握することは困難である。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
① 規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	—
	事後評価時	顕在化した負担はない。

■その他の負担

- ・特段負担は発生していない。

3 考察

- 本規制緩和により、適正な人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理を確保しつつ、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。
- 本規制緩和により、行政費用は小さくなく、顕在化した負担その他の負担は特段発生していない。
- 本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。